

学位論文題名

事業者団体の活動規制の研究
—独禁法8条3号・4号を中心として—

学位論文内容の要旨

本論文は、独占禁止法による事業者団体規制（8条）のうち、8条3号・4号の存在意義を再検討するものである。独禁法による事業者団体の活動規制は、独禁法3条及び19条による事業者の競争制限行為規制と並んで、今日でも重要である。しかし、事業者団体規制の中でも8条3号・4号は、事業者団体の行為に対する警戒を示すという歴史的役割を終えて存在意義が希薄化しているだけでなく、むしろ問題点を抱えている。

序章では、8条3号・4号の問題点の所在が述べられる。すなわち、①事業者団体に対する8条3号・4号に対応する規定が、独禁法旧4条及び5条が削除されて以降は、事業者の規定については存在しない。事業者団体が（事業者と）同じ行為をして競争に与える影響も同じであっても、3条を適用するか8条を適用するかによって、違法か否かが分かれてしまうという不整合な事態が8条4号について生じること、②課徴金対象行為である8条1号と規制対象が重なりうるために、課徴金賦課の可能性について予測可能性を欠き、減免制度が有効に機能しないおそれがあること、また③8条5号と規制対象が重なりうるためにどの規定を適用するかをめぐって議論が錯綜していること、である。

第1章は「団体規制の歴史から見た8条の存在意義」を考察する。8条の元となった事業者団体法を分析するべく、統制団体の除去から独禁法と事業者団体法の成立経緯を論じる。その上で、日本において8条の事業者団体の活動規制を現在も維持する必要性と、8条3号・4号の規制を導入した歴史的意義を説明する。独禁法定制当初は、事業者団体の活動規制に3号や4号の規制を導入する警戒的な意義はあったことを明らかにする。

第2章の「独禁法体系からみた8条3号・4号の異質性」では、8条3号・4号の独禁法体系上の複雑性を論じた後、今日におけるこれらの規定の存在意義に疑問を投げかける。自由競争体制の確立から独禁法の運用も60年ほどを経て、現在の事業者団体と構成事業者との関係が終戦時のものと大きく異なっており、事業者団体の構成事業者は独禁法の存在とその重要性について認識を深めており、社会公共的な観点から市場秩序を守るようになってきている。事業者団体が果たす現代的な役割からすれば、今日、8条3号・4号のように団体の力の行使それ自体を禁止行為として規制するのではなく、団体の行為によって競争制限効果が発生する場合に規制する規定に見直すべきことを論じる。

第3章の「解釈、運用からみた現行8条3号の規制意義の希薄性」では、8条3号の事例及び学説を検討する。第1節の「要件としての一定の取引分野」では、公取委実務によれば、現行法

の8条3号の数の制限の認定において、「一定の事業分野」の画定が「一定の取引分野」の画定とほとんど同等の立証をしなければならなくなることを論じる。第2節の「数の制限と8条1号」では、8条3号で規制される「数の制限」の2類型を検討し、いずれの類型も競争の実質的制限に至っていると解釈可能であることから、課徴金の定めのある1号を適用すべきであることを論じる。第3節の「数の制限と8条5号の関係」においては、8条3号と5号の条文の適用が混乱で不明確であることを指摘する。第4節「小括」では、8条3号違反行為の市場に与える効果からみれば、競争の実質的制限か公正競争阻害性と殆ど同視することができるため、1号か5号を適用すれば足り、不透明性と複雑性との原因となる3号を存続させる理由は乏しいことを論じる。

第4章の「解釈、運用からみた現行8条4号の規制意義の希薄性」では、8条4号の事例及び学説を検討する。第1節の「8条1号との関係」では、8条4号事件を「市場占拠率が低いカルテル事件」と「不完全なカルテル事件」、「価格制限以外のカルテル事件」に類型化して、8条1号の競争の実質的制限の判断基準を3条の解釈に合わせるならば、多くの事件に8条1号を適用可能であり、8条4号の存在意義は乏しくなるとする。第2節の「8条4号と8条3号及び5号との関係」では、8条4号の違反行為と8条3号あるいは5号との条文の適用が混乱で不明確であることを指摘する。最後の第3節「小括」では、8条4号は、8条1号の限界を補完し、公取委の法的運用を助けるように見えるが、それよりも規制の複雑性と不明確性の方がより深刻な問題であり、4号に定められた規制の内容を8条1号と5号の組み合わせに解消することによって、解決すべきだと主張する。

第5章の「8条3号・4号の削除」は4節にわけ、3号と4号の事件は1号及び5号を適切に適用すれば処理できることを論じる。まず、第1節「8条1号と3条の関係」では、3条と8条の「競争の実質的制限」の事案と学説を詳細に検討した後、閉鎖型市場支配について公取委の判定基準は緩めるべきだと主張する。第2節「8条1号への包摂」では、8条1号の排除規制の強化につれて8条3号の数の制限の多くは8条1号に包摂することが可能である。そして、カルテルについてはできる限り慎重に認定していくことにより、事業者団体のカルテル行為に対して市場占拠率が高くなくても、団体の統制力・影響力によりアウトサイダーの追従などカルテルが成功に実施されたら、8条1号を用いて規制することもできるとした。このような解釈は、今日の3条後段の競争の実質的制限の解釈が（旧4条に近づくかのように）緩和されていることから、3条との不均衡をもたらすものではないだろう。第3節「残された行為の8条5号への包摂」では、8条3号・4号の条文を削除しても8条5号規定によって規制することができる可能性と必要性を検討する。5号の規定の文言を修正すれば、8条3号・4号の条文を削除したとしても5号で対応できるので、複雑性と不明確性を避けるために3号・4号の条文を削除すべきとした。第4節「小括」は本章のまとめである。

このような検討に踏まえて、「おわりに」において、法改正の提言も行った。日本経済において8条3号・4号の特段の存在理由が乏しくなった今日、8条3号・4号を削除して、3条に対応する8条1号だけを残し、8条5号の不正な取引方法の規制を一般指定5項をも含むように改正すれば、均衡のとれた、予測可能で、分かりやすい事業者団体の活動規制が可能となる。

学位論文審査の要旨

主 査 准教授 中 川 晶比兒
副 査 教 授 山 下 竜 一
副 査 准教授 中 川 寛 子

学 位 論 文 題 名

事業者団体の活動規制の研究 —独禁法8条3号・4号を中心として—

本論文は、事業者団体の競争制限的行為に対する独占禁止法による規制を包括的に検討したものである。事業者団体とは事業者ないし企業の同業者団体であり、医師会や建設業協会といった同業者団体が競争制限的行為の舞台となることは昔から知られているものの、日本の独禁法は比較法的にみても詳細な規定を8条に置いている。韓氏の論文は、8条1号から5号のうち、市場支配力分析によって公取委実務を説明するのが困難な8条3号及び4号に焦点を当てて、これらの規定を再検討する。

独禁法は一般に事業者を禁止規範の名宛人としているが、事業者団体を名宛人とする8条は事業者よりも広くその行為を規制している。8条3号は「一定の事業分野における現在又は将来の事業者の数を制限すること」を禁止し、8条4号は「構成事業者…の機能又は活動を不当に制限すること」を禁止する。同様の違反要件を持つ規定は、独禁法3条、19条といった事業者に対する禁止規定には見当たらないが、この非対称性は歴史的経緯に求められる。独禁法8条の起源は事業者団体法にある。統制経済下で設立された私的統制団体は、戦後になって根拠法と共に廃止されたが、事業者団体が再び統制団体化することを予防するため、また事業者団体の行動指針を示すために、独禁法制定の翌年に制定されたのが事業者団体法である。同法では4条で9号にわたって許容される行為を規定すると共に、5条では18号にわたって禁止行為を列挙した。もともと法律にするまでもなかったもの、とさえ評価された事業者団体法は廃止され、独禁法へ組み入れられたが、その際に同法5条1項5号が独禁法8条3号として、5条1項8号が独禁法8条4号として残された。立法経緯からは、8条3号・4号がその積極的な存在意義ゆえにではなく、経路依存的な形で残された規定であることが明らかになる。

韓氏は、独禁法の運用が定着し、事業者団体もその内容を理解しているはずである今日において、事業者団体は規格の策定や社会公共目的の達成といった望ましい活動も行っている以上、8条3号・4号を通説的理解で正当化するのは困難であるとする。事業者団体が現在のように競争制限以外の機能も果たすのであれば、8条だけ事業者団体の力の行使それ自体を規制するのではなく、競争に対する弊害を根拠に規制する3条や19条にそろえるべきだと主張する。韓氏はその理由としてさらに、現行法規定の抱える問題を挙げる。すなわち、同じ効果を持つ集団的行為に対して、事業者間の協定・通謀事件の場合と同様の違反要件で8条1号または5号事件として処理すれば違法ではないが、事業者団体固有の8条3号・4号を適用すれば違法となって、結論が異なるのは不合理であるとする。しかも8条1号事件にのみ課徴金が課されることから、このような事件で8条3号・4号の適用可能性があるると、課徴金減免制度の有効性を損ないかねない。

以上のような問題関心から、韓氏は8条3号・4号に関するこれまでの先例・学説を再検討し、3条・19条との整合性を図ることを試みる。まず8条3号について、事業者団体の行為が「数を

制限すること」に該当するとの認定にあたって、公正取引委員会は事業者団体に加入しなければ事業活動が困難であることと、団体への加入制限の両方を要求しており、これらの両方を満たす場合とは、実質的には新規参入が有意に困難な場合であることを意味すると分析する。そして、数の制限がこのような実質的意味内容を持っている以上は、新規参入がどの範囲で困難になっているかを、一定の取引分野を画定することによって分析すべきであり、影響が及ぶ範囲の広さを区別しない「一定の事業分野」の画定では不十分であると指摘する。さらに、3号事件を間接ボイコット型、不可欠施設を管理する事業者団体によるアウトサイダー排除型に分類して、いずれも競争の実質的制限について閉鎖型市場支配力説を採用すれば、8条1号事件として処理可能であるとする。他方、8条4号事件については3類型すなわち、市場シェアの低いカルテル事件、実効性の証拠が弱かったカルテル事件、非価格競争の制限事件に分けて分析し、実効性とシェアの高さの相関関係について公取委が取る解釈にそもそも根拠がないとして、いずれも競争の実質的制限が認められ、8条1号を適用できるとする。

韓氏の上記分析が妥当すれば、8条3号・4号はもはや不要となり、8条1号または5号を適用すれば足り、対事業者規制との不整合や課徴金に伴う問題点は回避できる。韓氏は実際、3号・4号の削除の提言まで行いが、それが事業者に対して与えるメッセージも考慮しなければならない。8条1号及び5号を適用することによって規制水準を維持または強化するというコミットメントを明らかにしなければ、事業者団体規制の弱体化と受け止められうる。韓氏は8条5号を事業者団体自体の行為にも適用できるように改正することを併せて提言することによりこれに答える。

続いて本論文の評価に移る。本論文は8条に関する初めての本格的研究といえる。8条3号・4号を中心としつつも、8条1号・5号との関係を含めて包括的に検討し、かつ立法史に遡って条文の成立を明らかにしたものとして唯一の研究である。これまでも、8条3号・4号事件を8条1号で処理すべき、という主張自体は散見されるが、「我思う、ゆえに証明終わり。」論文であったり、個別事件の事実評価を前提としたものにすぎなかったりと、公取委実務のロジックにまで切り込み、一般的な理由付けにまで踏み込んだ分析は行われてこなかった。そもそも8条に関する先行研究がこのように寒い状況であったのは、事業者団体がなんとなく悪いことをしそうであるという常識を前提にすれば、公取委にとって使いやすい3号・4号の規定があることは、それ自体として再検討の対象にならなかったからである。韓氏が研究論文としての成功にこぎつけられたのは、従来の断片的な先行研究を踏まえつつ、課徴金制度や事業者団体の現代的意義、外国のユーザーからみた法のあり方といった新しい観点からこの問題に取り組んだことによる。韓氏の高い資料収集・分析能力は、立法経緯の詳細な検討や、公取委のロジックの実態解明といった点に明らかである。8条3号・4号の削除にまで進むかどうかは意見が分かれるところであろうが、事業者団体の力の行使そのものを規制する形式主義を捨てて、市場支配力分析に純化すべきという主張は少なからぬ賛同が予想される所であり、逆に、8条3号や4号を持つことの独自の意義を明らかにする課題を、批判者につきつけることになる。

もっとも本論文にも課題は残っている。韓氏は事業者団体が、それに加入しなければ事業活動が困難な状況で、除名等の権限を背景に構成員の行為を調整できる「統制力」を重視して、しかしそれを事業者とは非対称な規制(3号・4号)の根拠付けとしてではなく、競争の実質的制限をより慎重にケース・バイ・ケースに認定する理由付けとしている。しかしながら統制力のない事業者団体も存在することから、「統制力」の位置付けをさらに明確化することが求められる。また、平成21年独禁法改正による3条・19条違反行為にかかる課徴金規定の改正は、共同ボイコットに関する従来の議論を変容させるインパクトを持っている。この点で8条の3が事業者団体については不当な取引制限に対応する行為のみを課徴金対象にしていることが上記争点をさらに錯綜させることになるが、この点も将来の検討課題となろう。以上のような課題もあるが、本論文の新たな貢献と価値を減じるものではなく、全員一致で合格との評価に至った。